

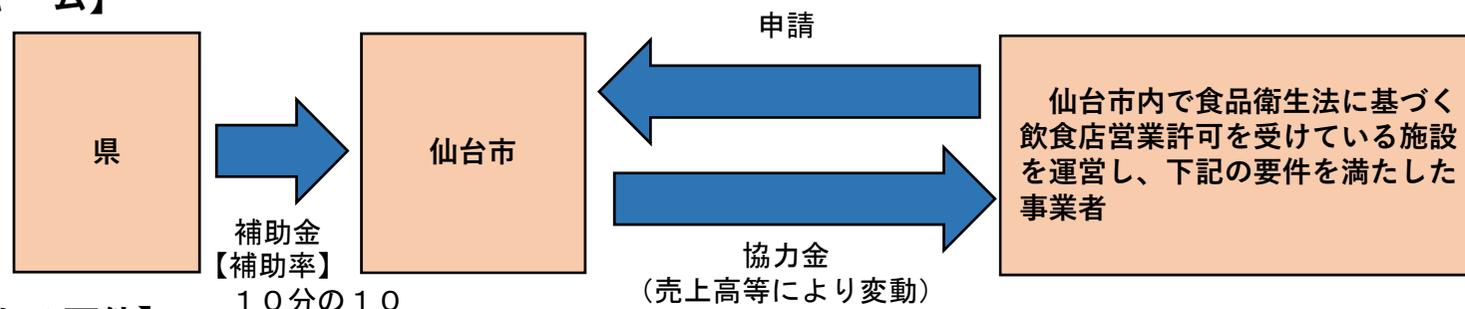
新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

資料5-1

（まん延防止等重点措置の延長対応 仙台市適用分）

まん延防止等重点措置が令和3年5月11日まで延長されたことに伴い、仙台市全域を対象として下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年5月6日午後8時から令和3年5月12日午前5時までの間、午前5時から午後8時までの営業時間短縮の要請に全面的に御協力いただいた場合に下記のとおり「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下、協力金）」を支給いたします。

【①実施スキーム】



【②対象となる要件】

- ◎令和3年5月5日以前から開業しており、令和3年5月6日午後8時から令和3年5月12日午前5時の期間中に午前5時から午後8時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。
 - ※酒類の提供は、午前11時から午後7時までの間に限る。
 - ※従前より午前5時から午後8時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外
- ◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等

【③支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～7.5万円	7.5～25万円	25万円～
中小企業者	A売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B売上高減少額による方法	売上高減少額×0.4(上限額20万円)/日		
大企業(売上高減少額による方法)		売上高減少額×0.4(上限額20万円)/日		

※中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可

※協力金の支給額は1施設あたり1日単価×6日間となります。

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更となります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

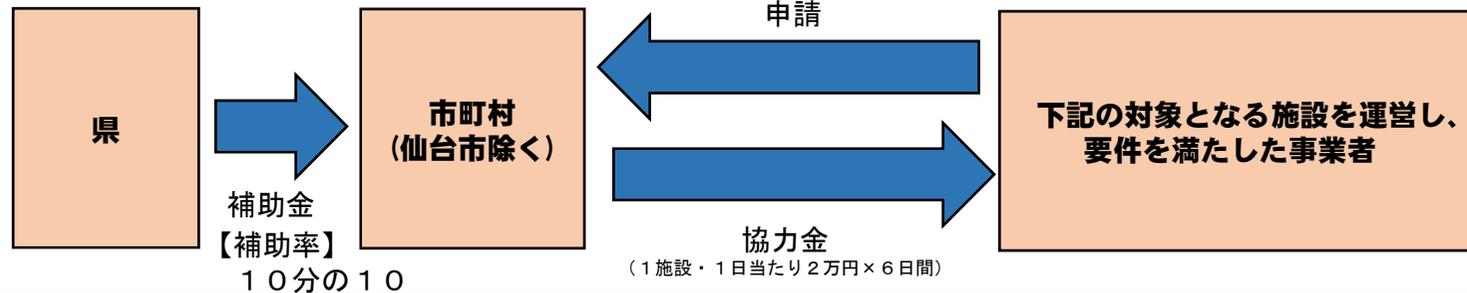
（まん延防止等重点措置の延長対応 **仙台市以外市町村適用分**）

まん延防止等重点措置が令和3年5月11日まで延長されたことに伴い、仙台市以外の市町村全域を対象として下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年5月6日午後9時から令和3年5月12日午前5時までの間、午前5時から午後9時までの営業時間短縮の要請に全面的に御協力いただいた場合に下記のとおり「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（以下、協力金）」を支給いたします。

◎支給額 1施設・1日当たり2万円×6日間

※感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて協力金の支給額も変更となります。

◎実施スキーム



【対象となる施設】

食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている下記の店舗

①接待を伴う飲食店

※ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

②酒類を提供する飲食店(カラオケ店等を含む)

【対象となる要件】

◎令和3年5月5日以前から開業しており、令和3年5月6日午後9時から令和3年5月12日午前5時の期間中に午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。

※ 以前から、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外

◎「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等